

徳島海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）に基づき、海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の選任の手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、15人とし、その構成は次のとおりとする。

(1) 法第138条第5項に規定する委員（以下「漁業者委員」という。）

9名

(2) 法第138条第7項に規定する委員のうち、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者（以下「学識経験委員」という。）4名

(3) 法第138条第7項に規定する委員のうち、徳島海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（以下「中立委員」という。）

2名

(推薦及び応募の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者及び応募する者の資格は、漁業に関する職見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができるもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 県内海区に沿う市町に住所又は事業場を有さない者。ただし、学識経験委員及び中立委員は除く。

(2) 法第138条第4項第1号から第3号に規定する者

(3) 法第140条に規定する者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）に規定する暴力団員等である者

(推薦の求め及び募集の方法)

第4条 法第139条第1項の規定による推薦の求め及び募集は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 個人からの推薦

(2) 法人又は団体からの推薦

(3) 個人からの応募

(推薦手続)

第5条 委員の推薦にあたっては、次の手続を経るものとする。

- (1) 前条第1号に規定する個人からの推薦にあたっては、当該者（複数の個人による場合はその代表者）が海区漁業調整委員候補者推薦書（様式第1号）を知事に提出するものとする。
- (2) 前条第2号に規定する法人又は団体からの推薦にあたっては、当該法人又は団体の代表者が海区漁業調整委員候補者推薦書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(応募手続)

第6条 第4条第3号に規定する個人からの応募をしようとする者は、海区漁業調整委員候補者申込書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(推薦の求め及び募集の周知及び期間)

第7条 知事は、委員の推薦の求め及び募集にあたっては、次の方法により周知に努めるものとする。

- (1) 徳島県ホームページへの掲載
 - (2) その他知事が必要と認める方法
- 2 推薦及び募集の期間は概ね1か月間とする。
- 3 前項に定める期間を満了する日において、推薦を受ける者及び募集に応募した者の人数が定数に満たないときは、募集期間を延長できるものとする。

(推薦及び募集の状況の公表)

第8条 知事は、第5条又は第6条の規定に基づいて推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報について、推薦・募集期間の中間及び当該期間終了後に遅滞なく、徳島県ホームページにおいて公表するものとする。

2 前項の公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則第45条に規定する事項
- (2) その他知事が必要と認める事項

(委員の候補者の審査)

第9条 知事は、第5条及び第6条の規定に基づいて推薦を受けた者及び募集に応募した者について、第3条に規定する資格要件を全て満たす者の数が、漁業者委員については9名、学識経験委員については4名、中立委員については2名を超える場合、又は必要があると認める場合には、徳島海区漁業調

整委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 前項の規定による評価委員会及び候補者の評価基準については、知事が別に定める。

（委員の任命）

第10条 知事は、推薦及び募集の結果並びに評価委員会の報告を考慮し、委員の候補者のうちから委員として適当であると認められる者を、県議会の同意を得て任命するものとする。

（委員の補充）

第11条 知事は、罷免、失職又は辞任により委員に欠員が生じた場合は、この要綱の定める手続きに基づき、委員の補充に努めなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。